

農業経営支援について（12月定例会補正予算提案事業）

物価高騰農業経営緊急支援事業

補正額 86,000 千円

農業用肥料及び燃油等の価格高騰により影響を受けている農業者に対する支援を行うことにより、農業経営の安定を図る

項目	件数	給付額	補正額
物価高騰農業経営緊急支援金	860件	10万円	86,000千円

● 支援内容

販売農家に対して一律10万円を給付

● 対象要件

以下の要件を全て満たす者

- ・ 令和5年1月1日現在で、市内に住所を置き農業経営を行っている農家又は農業法人
- ・ 令和5年以降も農業経営を行う意思のある農家又は農業法人
- ・ 令和4年の農産物販売金額が年間50万円以上であること

● スケジュール

農協を通じて申請を受け付け、支援金の給付は令和5年3月上旬頃を予定

- ・ 申請受付 令和5年1月～2月中旬まで 申請者 → 農協 → 市
- ・ 支援金給付 令和5年3月上旬頃 市 → 農協 → 申請者

● 財源

財政調整基金繰入金 86,000千円

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を想定）